「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」 (消費税転嫁対策特別措置法・平成25年10月1日施行)適用期限に伴い、手数料は総額で表示

(2021年3月より消費税込額にて表示)

# 建築確認•検査申請手数料

## 表1 建築確認・検査申請

(非課税単位:円)

(単位円)		確認審査		完了検査		仮	使用認定
(単江)	<del>'</del> ])	<b>%1~</b> %6	特定中間	<b>※10※14</b>	完了検査	一般	外構未完成※9
		<b>※12</b> ※13 <b>※</b> 18		<b>※</b> 15 <b>※</b> 19	(中間がある場合)	<b>※</b> 7 <b>※</b> 8	既存建築物除却
	法6条の4該当	21,000	20,000	23,000	20,000		
A≦100	特例なし	30,000	24,000	32,000	30,000	62,000	62,000
	構造計算あり	60,000	21,000	32,000	00,000		
	法6条の4該当	28,000	25,000	29,000	27,000		
100 <a≦200< th=""><th>特例なし</th><th>40,000</th><th>34 000</th><th>38,000</th><th>35,000</th><th>87,000</th><th>68,000</th></a≦200<>	特例なし	40,000	34 000	38,000	35,000	87,000	68,000
	構造計算あり	98,000	34,000	36,000	33,000		
	法6条の4該当	39,000	30,000	44,000	42,000		
200 <a≦500< th=""><th>特例なし</th><th>72,000</th><th>55,000</th><th>59,000</th><th>59,000</th><th>120,000</th><th rowspan="2">89,000</th></a≦500<>	特例なし	72,000	55,000	59,000	59,000	120,000	89,000
	構造計算あり	120,000	55,000	39,000	58,000		
500 <a≦1,000< th=""><th colspan="2">0<a≦1,000< th=""><th>90,000</th><th>130,000</th><th>120,000</th><th>180,000</th><th>160,000</th></a≦1,000<></th></a≦1,000<>	0 <a≦1,000< th=""><th>90,000</th><th>130,000</th><th>120,000</th><th>180,000</th><th>160,000</th></a≦1,000<>		90,000	130,000	120,000	180,000	160,000
1,000 < A ≦ 2,000	0	200,000	130,000	150,000	140,000	100,000	180,000
2,000 < A ≦ 3,000	0	280,000	160,000	200,000	190,000		230,000
3,000 < A ≦ 4,000	3,000 <a≦4,000 4,000<a≦5,000< th=""><th>170,000</th><th>220,000</th><th>210,000</th><th rowspan="2"></th><th>250,000</th></a≦5,000<></a≦4,000 		170,000	220,000	210,000		250,000
4,000 < A ≤ 5,000			190,000	250,000	240,000		280,000
5,000 <a≦6,00< th=""><th>0</th><th>460,000</th><th>220,000</th><th>270,000</th><th>260,000</th><th></th><th>300,000</th></a≦6,00<>	0	460,000	220,000	270,000	260,000		300,000
6,000 <a≦8,00< th=""><th>0</th><th>480,000</th><th>230,000</th><th>290,000</th><th>280,000</th><th>250,000</th><th>320,000</th></a≦8,00<>	0	480,000	230,000	290,000	280,000	250,000	320,000
8,000 < A ≤ 10,0	00	500,000	240,000	320,000	310,000	250,000	350,000
10,000 < A ≦ 20,0	000	580,000	300,000	350,000	340,000		380,000
20,000 < A ≦ 50,0	000	740,000	340,000	440,000	430,000		470,000
50,000 < A ≦ 100	0,000	1,250,000	620,000	760,000	740,000		790,000
100,000 < A		1,600,000	850,000	950,000	940,000		980,000
昇降機 (エレベーター等	<b>*</b> 16)	22,000		27,000	計画変更 10,000		
昇降機 (ホームエレベーター等※17)		18,000		22,000	計画変更 9,000		
工作物		25,000		24,000	計画変更 11,000		
令138条第2項、 (遊戯施設等)	第3項 	<b>※</b> 11		<b>※</b> 11	計画変更※11		
令138条第3項2号		<b>※</b> 11		<b>※</b> 11	計画変更※11		

- ※ ワンクリー倶楽部会員で、建築確認申請提出時に加算依頼書を添付することで、確認申請手数料に ワンクリアーポイントが加算されます。電子申請の場合はプラス500ポイント加算します。
- ※1 用途変更については、当該用途変更に係る部分を申請面積として算定します。
- ※2 既存建築物への溯及適用等がある建築の場合は、当該部分の床面積を加算して算定します。
- ※3 大規模の修繕、大規模の模様替えは、計画部分の床面積の 1 /2 に該当する面積で算定します。
- ※4 申請が複数棟である建築物(2以上の部分がエキスパンションジョイント等により相互に応力を伝えない 構造方法(以下「Exp.J等」という。)で接している建築物の部分も同様)に係る申請は、表2の延べ面積区分により

- 算出した額を構造計算上の棟数から1を控除した数に乗じて得た額を加算します。なお、混構造の場合も準ずる。
- ※5 法第6条の3「特定構造計算基準のうち確認審査が比較的容易にできるものの審査(ルート2基準審査)」を 適用する申請は、表3の延べ面積区分により算出した額をExp.J等で接している建築物の部分ごとに加算します。
- ※6 建築物の計画変更は、変更に係る部分の面積の1/2に該当する部分の床面積(床面積が増加する変更は、 当該床面積を加算する。)で算定します。なお、算定した面積が30㎡以内の場合は、手数料12,000円とします。
- ※7 仮使用認定(一般)については、仮使用対象部分の面積とします。
- ※8 仮使用認定(一般)の完了検査は、通常の面積区分(仮使用部分含む全体面積)の手数料とします。
- ※9 仮使用認定(外構未完成・既存建築物除去)については、仮使用する棟の床面積に基づく完了検査手数料に、 30,000円を加算します。
- ※10 仮使用認定(外構未完成・既存建築物除去)についての完了検査手数料は、一律の30,000円とします。
- ※11 別途協議により算出します。
- ※12 表4に該当する審査を要する場合は、該当項目の額を加算します。
- ※13 型式部材等製造者認証を受けた建築物の場合、500㎡以内は3,000円、500㎡超は10,000円減額します。
- ※14 省エネ適合性判定を要した建築物の完了検査は表5-1の手数料を加算します。
- ※15 一定範囲内の省エネ性能が低下する変更(ルートB)の審査を要する場合は、表5-2の手数料を加算します。
- ※16 エレベーター等とは、4人乗り以上のもの、及びエスカレーターをいう。
- ※17 ホームエレベーター等とは、3人乗り以下のエレベーターを含み、小荷物専用昇降機、段差解消装置をいう。 また、段差解消装置について告示仕様の場合はエレベーター等の手数料とします。
- ※18 既存建築物が構造不適格であり構造耐力の審査を要する場合は200㎡以内は20,000円、 200㎡超え500㎡以内hは30,000円、500㎡超えは50,000円加算します。
- ※19 完了検査手数料について、直前の確認済証又は直前の中間検査合格証もしくは直前の仮使用認定通知書の交付を当社から受けていない場合、500㎡以内は30,000円、500㎡超は50,000円、昇降機及び工作物は10,000円加算します。
- ※20 その他特殊事情は、別途協議により算出します。

#### 表2 構造別棟加算 ※4、※13

A≦500	50,000	※4 計算例 棟1 1800㎡ 棟2	棟1 1800㎡ <b>棟</b> 2
500 <a≦1,000< th=""><th>70,000</th><th>ルート3 500㎡ ルート3</th><th>ルート3 500㎡ ルート3 Exp. J</th></a≦1,000<>	70,000	ルート3 500㎡ ルート3	ルート3 500㎡ ルート3 Exp. J
1,000 <a≦10,000< th=""><th>90,000</th><th>別棟 2棟 延べ面積 2300㎡ 手数料計算</th><th>構造計算上の棟数 2 延べ面積 2300㎡</th></a≦10,000<>	90,000	別棟 2棟 延べ面積 2300㎡ 手数料計算	構造計算上の棟数 2 延べ面積 2300㎡
10,000 < A	150,000	確認審査延べ面積 + (構造計算上 280,000 + ( 2	の棟数 - 1)×加算額 = 手数料 - 1)× 90,000 = <b>370,000</b>
(単位m <sup>2</sup> )	(非課税単付:円)	·	•

(単位M) (非謀祝単位:円)

## 表3 ルート2基準審査加算 ※5、※13

<b>双0 // ↑□至十亩五</b>	LUMST MOCH IC	
A≦1,000	120,000	※5 計算例(ルート2+ルート2)
1,000 < A ≦2,000	180,000	棟1 1800㎡ 棟2 構造計算上の棟数 2 ルート2 500㎡ 延べ面積 2300㎡
2,000 <a≦10,000< th=""><th>210,000</th><th><u> </u>  //−⊦2   Exp. J</th></a≦10,000<>	210,000	<u> </u>   //−⊦2   Exp. J
10,000 < A≦50,000	250,000	構造別棟加算の合計+棟1のルート2加算+棟2のルート2加算=手数料 370,000 +180,000 +120,000 = <b>670,000</b>
50,000 < A	420,000	
( 出 仕 m²)	(非無形甾法, 四)	

(単位m<sup>2</sup>) (非課税単位:円)

表4 特殊検討加算 ※12、※13

Sec. Lassicipation St.	1 = 1	
	A≦2,000	40,000
避難安全検証法	2,000 < A ≦ 10,000	60,000
	10,000 < A	80,000
	A≦2,000	40,000
耐火·防火区画検証法	2,000 < A ≦ 10,000	60,000
	10,000 < A	80,000
	200 <a≦500< td=""><td>70,000</td></a≦500<>	70,000
特定天井	500 <a≦1,000< td=""><td>110,000</td></a≦1,000<>	110,000
	1,000 < A	150,000
	A≦2,000	60,000
防災計画書	2,000 < A ≦ 10,000	100,000
	10,000 < A	150,000
	/ ₩ /±²\	

(単位m) (非課税単位:円)

表5-1 省エネ適合性判定を要した建築物の完了検査割り増し手数料 ※14

床面積	工場等	工場等以外
A<2,000	20,000	35,000
2,000 <a≦3,000< th=""><th>26,000</th><th>45,000</th></a≦3,000<>	26,000	45,000
3,000 <a≦4,000< th=""><th>29,000</th><th>50,000</th></a≦4,000<>	29,000	50,000
4,000 <a≦5,000< th=""><th>33,000</th><th>60,000</th></a≦5,000<>	33,000	60,000
5,000 <a≦10,000< th=""><th>42,000</th><th>75,000</th></a≦10,000<>	42,000	75,000
10,000 <a≦20,000< th=""><th>50,000</th><th>85,000</th></a≦20,000<>	50,000	85,000
20,000 <a≦50,000< th=""><th>60,000</th><th>100,000</th></a≦50,000<>	60,000	100,000
50,000 <a< th=""><th>別途見積</th><th>別途見積</th></a<>	別途見積	別途見積

(単位m) (非課税単位:円)

#### 表5-2 省エネ適合性判定を要した建築物の軽微な変更【ルートB】の完了検査割り増し手数料 ※15

	工均	易等	工場等以外	
床面積の合計	モデル建物法	標準入力法	モデル建物法	標準入力法
A≦1,000	15,000	25,000	30,000	55,000
1,000 <a≦2,000< th=""><th>16,000</th><th>32,000</th><th>36,000</th><th>60,000</th></a≦2,000<>	16,000	32,000	36,000	60,000
2,000 <a≦5,000< th=""><th>25,000</th><th>50,000</th><th>50,000</th><th>88,000</th></a≦5,000<>	25,000	50,000	50,000	88,000
5,000 <a≦10,000< th=""><th>34,000</th><th>60,000</th><th>62,000</th><th>100,000</th></a≦10,000<>	34,000	60,000	62,000	100,000
10,000 <a≦20,000< th=""><th>40,000</th><th>70,000</th><th>70,000</th><th>120,000</th></a≦20,000<>	40,000	70,000	70,000	120,000
20,000 <a≦50,000< th=""><th>48,000</th><th>80,000</th><th>80,000</th><th>140,000</th></a≦50,000<>	48,000	80,000	80,000	140,000
50,000 < A	別途見積り	別途見積り	別途見積り	別途見積り

(単位㎡) (非課税単位:円)

- ・割増手数料は、省エネ適合性判定を要した建築物ごとに算出した額の合計とする。
- ・省エネ適合性判定が必要な建築物で当社以外の機関が判定通知書を交付した場合は、表の各区分の額の2倍とする。
- ・省エネ適合性判定を必要とした増改築において既存部分のBEIにデフォルト値1.2を使用した場合の対象床面積の区分は既存部分の床面積を除いた床面積とする。ただし、既存部分のBEIにデフォルト値1.2を使用しない場合にあっては、既存部分を含めた建築物全体の床面積とする。
- ・一つの棟に複数用途がある場合は、用途毎の床面積で算定し加算するか、建築物全体の床面積を工場等以外の区分で算定し、いずれか低額の判定料金とする。

建築物省工表法判定

<b>连架</b> 物有工个 <b></b> 达刊正	I;		工場等以外	
床面積の合計	モデル建物法	標準入力法	モデル建物法	標準入力法
A≦1,000㎡	55,000	110,000	132,000	242,000
1,000㎡ <a≦2,000㎡< td=""><td>70,400</td><td>140,800</td><td>158,400</td><td>264,000</td></a≦2,000㎡<>	70,400	140,800	158,400	264,000
2,000㎡ <a≦5,000㎡< td=""><td>110,000</td><td>220,000</td><td>220,000</td><td>385,000</td></a≦5,000㎡<>	110,000	220,000	220,000	385,000
5,000㎡ <a≦10,000㎡< td=""><td>149,600</td><td>264,000</td><td>275,000</td><td>457,600</td></a≦10,000㎡<>	149,600	264,000	275,000	457,600
10,000㎡ <a≦20,000㎡< td=""><td>176,000</td><td>308,000</td><td>308,000</td><td>528,000</td></a≦20,000㎡<>	176,000	308,000	308,000	528,000
20,000㎡ <a≦50,000㎡< td=""><td>211,200</td><td>352,000</td><td>352,000</td><td>616,000</td></a≦50,000㎡<>	211,200	352,000	352,000	616,000
50,000㎡ <a< td=""><td>別途見積り</td><td>別途見積り</td><td>別途見積り</td><td>別途見積り</td></a<>	別途見積り	別途見積り	別途見積り	別途見積り
軽微(ルートC)	上記の50%	上記の50%	上記の50%	上記の50%
計画変更	上記の50%	上記の50%	上記の50%	上記の50%

- ・計画変更および軽微変更の適合性判定手数料は、直前の判定を他機関で交付している場合は新築時の面積区分の額による。
- ・一つの棟に複数用途がある場合は、用途毎の床面積で算定し加算するか、建築物全体の床面積を工場等以外の区分で算定し、いずれか低 額の判定料金とする。
- ・ 増改築の場合、既存部分のBEI値をデフォルト値1.2を使用した場合は、既存部分の床面積を除いた床面積で算定する。ただし、デフォルト値 1.2を使用しない場合は、既存部分を含めた建築物全体の床面積で算定する。
- ※1 工場等・・・建築基準法等の用途が次のもの。 〇工場 〇危険物の貯蔵又は処理に供するもの 〇水産物の増殖場若しくは養殖場 〇倉庫 〇卸売市場 〇火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場 その他の処理施設
- ※2 床面積・・・新築、増築又は改築する非住宅部分の床面積
- ※3 モデル建物法・・・採用する代表的な仕様のみを入力して評価する簡易評価法
- ※4 標準入力法等・・・各室面積、仕様を入力して評価する詳細評価法、その他モデル建物法以外の評価法

#### 適合証明業務(新築・一戸建て住宅)

融資種別		設計検査	中間現場検査	竣工現場検査
フラット35		24,200	13,200	15,400
フラット35S		33,000 ※1	16,500	17,600
<b>始于这柱间</b>	フラット35	24,200	_	28,600
竣工済特例	フラット35S	33,000	_	34,100
財刑	<b>杉住宅融資</b>	24,200	13,200	15,400

※1 フラット35Sの設計検査手数料に下記金額を加算する

(税込単位:円)

・評価方法基準1-1に定める耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)で、仕様規定の場合は11,000円、許容応力度計算の場合は16,500円の加算

#### 適合証明業務(新築・共同建て)

	\	融資種別	設計検査	竣工現場検査		
区	分	限 貝 性 //		建設評価無し	建設評価有り	
一般申請	分讓	フラット35・35S 財形住宅融資	16,500	11,000+(N×2,200)	$5,500 + (N \times 550)$	
— 括	分讓	フラット35・35S 財形住宅融資	$22,000 + (N \times 1,100)$	5,500+(N×550)	$5,500 + (N \times 550)$	
請	申		11,000+(N×3,300)	13,200+(	N×2,750)	

(N:戸数、税込単位:円)

#### 適合証明業務(既存)

融資種別	一戸建ての住宅	共同建て	
<b>フラット35・35</b> S	35,200	22,000+(N×11,000)	
財形住宅融資	35,200	_	

(N:戸数、税込単位:円)

#### 適合証明業務(リフォーム)

融資種別	手数料
①: 耐震改修工事	33,000
②: エネルギー消費性能向上工事 (グリーンリフォームローン)	33,000
③: 高齢者居住環境改善工事(部分的パリアフリー工事)	27,500
④:高齢者居住環境改善工事(ヒートショック対策工事)	27,500
⑤: その他の融資対象リフォーム工事	16,500 加算

(税込単位:円)

#### フラット35 リノベ

フラット35 リノベ			
	融資種別	事前確認※1 (物件売買時)	適合証明 (リフォーム工事後)
	下記以外		44,000
【フラット35】 リノベ	【優良な住宅基準】(金利Bプラン)	33,000	55,000
	【特に優良な住宅基準】(金利Aプラン)		66,000
	下記以外		55,000
リフォーム工事後に一括して 物件検査を実施する場合 (買取再販に限る)	【優良な住宅基準】(金利Bプラン)	_	66,000
(貝以丹駅に取る)	【特に優良な住宅基準】(金利Aプラン)		77,000
上記のそれぞれに追加項目があ	別途見積り		
共同建ての場合	別途見積り		

※1 新築時の検査状況等により省略できる場合があります。

・耐震評価基準の確認を要する場合、一戸建て等の場合22,000円加算。マンションの場合別途見積する。

## 設計住宅性能評価(必須項目)

		新築	増築∙改築
	0㎡ <a≦100㎡< th=""><th>40,700</th><th></th></a≦100㎡<>	40,700	
戸建住宅	100 m² < A ≦ 200 m²	47,300	47,000
户建任七	200㎡ <a≦500㎡< td=""><td>52,800</td><td>47,000</td></a≦500㎡<>	52,800	47,000
	500 m² < A	60,500	
	0㎡ <a≦500㎡< td=""><td>46,2</td><td>200+M×3,300</td></a≦500㎡<>	46,2	200+M×3,300
-	500㎡ <a≦1,000㎡< td=""><td>70,4</td><td>100+M×3,300</td></a≦1,000㎡<>	70,4	100+M×3,300
	1,000 m² < A ≦ 2,000 m²	103,	400 + M × 3,300
	2,000 m² < A ≦ 5,000 m²	253,	000 + M × 3,300
	5,000 m² < A ≦ 8,000 m²	297,	000 + M × 3,300
共同住宅等	8,000 m² < A≦10,000 m²	330,	000 + M × 3,300
	10,000 m² < A ≦ 20,000 m²	396,	000 + M × 3,300
	20,000 m² < A ≦ 30,000 m²	473,	000+M×3,300
	30,000 m² < A ≦ 40,000 m²	572,	000+M×3,300
	40,000 m² < A ≦ 50,000 m²	682,	000+M×3,300
	50,000 m² < A	770,	000 + M × 3,300

M: 評価対象戸数とする

(税込単位:円)

- ※1 戸建て住宅で『1-1~1-7 構造の安定において許容応力度計算』を採用した場合は、各面積区分の料金に11,000円を加算した額とする。
- ※2 増築・改築の共同住宅等は別途見積もりとなります。
- ※3 建築行為を伴わない既存住宅に係るものは別途見積りとなります。

## 設計住宅性能評価と長期使用構造等確認申請併願手数料

		新築
	0㎡ <a≦100㎡< th=""><th>48,400</th></a≦100㎡<>	48,400
戸建住宅	100㎡ <a≦200㎡< td=""><td>55,000</td></a≦200㎡<>	55,000
尸娃住七	200㎡ <a≦500㎡< td=""><td>60,500</td></a≦500㎡<>	60,500
	500 m² < A	68,200
	0m² <a≦500m²< td=""><td>54,500 + M × 3,300</td></a≦500m²<>	54,500 + M × 3,300
	500㎡ <a≦1,000㎡< td=""><td>83,000 + M × 3,300</td></a≦1,000㎡<>	83,000 + M × 3,300
	1,000 m² < A ≦ 2,000 m²	122,000 + M × 3,300
	2,000 m² < A ≦ 5,000 m²	298,500 + M × 3,300
	5,000 m² < A ≦ 8,000 m²	$350,400 + M \times 3,300$
共同住宅等	8,000 m² < A ≦ 10,000 m²	$389,400 + M \times 3,300$
	10,000 m² < A ≦ 20,000 m²	467,000 + M × 3,300
	20,000 m² < A ≦ 30,000 m²	558,000 + M × 3,300
	30,000 m² < A ≦ 40,000 m²	675,000 + M × 3,300
	40,000 m² < A ≦ 50,000 m²	805,000 + M × 3,300
	50,000m² <a< td=""><td><math>908,000 + M \times 3,300</math></td></a<>	$908,000 + M \times 3,300$

M: 評価対象戸数とする

(税込単位:円)

※1 戸建て住宅で『1-1~1-7 構造の安定において許容応力度計算』を採用した場合は、 各面積区分の料金に11,000円を加算した額とする。

## 建設住宅性能評価(必須項目)

在以上飞上160011四(20次次日/		
	0㎡ <a≦100㎡< th=""><th>79,200</th></a≦100㎡<>	79,200
三海华克	100㎡ <a≦200㎡< td=""><td>85,800</td></a≦200㎡<>	85,800
戸建住宅	200 m² < A≦500 m²	100,100
	500㎡ <a< td=""><td>121,000</td></a<>	121,000
	0㎡ <a≦500㎡< td=""><td>77,000 + M × 5,500</td></a≦500㎡<>	77,000 + M × 5,500
	500m² <a≦1,000m²< td=""><td>143,000 + M × 5,500</td></a≦1,000m²<>	143,000 + M × 5,500
	1,000 m² < A ≦ 2,000 m²	187,000+M×5,500
	2,000 m² < A ≦ 5,000 m²	253,000 + M × 5,500
共同住宅等 共同住宅等	5,000 m² < A ≦ 8,000 m²	297,000+M×5,500
7.11.2.3	8,000m² <a≦10,000m²< td=""><td><math>330,000 + M \times 5,500</math></td></a≦10,000m²<>	$330,000 + M \times 5,500$
	10.000 m² < A ≦ 20.000 m²	407.000 + M × 5.500
	20,000m² <a≦30,000m²< td=""><td>495,000 + M × 5,500</td></a≦30,000m²<>	495,000 + M × 5,500
	30,000m² <a≦40,000m²< td=""><td>594,000 + M × 5,500</td></a≦40,000m²<>	594,000 + M × 5,500
	40,000 m² < A≦50,000 m²	$726,000 + M \times 5,500$
	50,000m² <a< td=""><td>946,000 + M × 5,500</td></a<>	946,000 + M × 5,500

M:評価対象戸数とする

(税込単位:円)

※ 建設住宅性能評価手数料は、本表に掲げる手数料の額に下記負担金等を加算した額とする。 (下記)紛争処理負担金 一戸あたり4,400円(課税)

## 設計・建設住宅性能評価(選択項目)

以们 是以上七十批开巡(这)/为日/		
選択項目	追加手数料(戸建)	追加手数料(共同住宅等)
火災時の安全に関すること	1,100	M×1,100
空気環境に関すること	1,100	M×1,100
光・視環境に関すること	1,100	M×1,100
音環境に関すること	1,100	M×1,100
高齢者等への配慮に関すること	1,100	M×1,100
防犯に関すること	1,100	M×1.100

M: 評価対象戸数とする

(税込単位:円)

※ 複数選択の場合は、追加の合計金額から20%減額

## 低炭素建築物技術的審査手数料

## 【住戸申請(戸建・共同住宅等)】戸数区分

区分(申請住戸の数)	法第53条関係 技術的審査手数料	法第55条関係(変更) 変更に係る技術的審査手数料
1戸	33,000	16,500
2~5	62,700	31,900
6~10	84,700	42,900
11~25	113,300	57,200
26~50	156,200	79,200
51~100	100 207,900 104,500	
101~200	262,900	132,000
201~300	350,900	176,000
301∼	471,900	236,500

※1 戸建住宅の場合で評価書等有りの場合は7,700円とする。

(税込単位:円)

#### 【住棟申請(共用部分)】延べ床面積区分

区分(面積㎡)	法第53条関係 技術的審査手数料	法第55条関係(変更) 変更に係る技術的審査手数料
0㎡ <a≦300㎡< th=""><th>103,400</th><th>51,700</th></a≦300㎡<>	103,400	51,700
300㎡ <a≦2,000㎡< th=""><th>158,400</th><th>80,300</th></a≦2,000㎡<>	158,400	80,300
2,000㎡ <a≦5,000㎡< th=""><th>206,800</th><th>104,500</th></a≦5,000㎡<>	206,800	104,500
5,000㎡ <a≦10,000㎡< th=""><th>240,900</th><th>121,000</th></a≦10,000㎡<>	240,900	121,000
10,000㎡ <a≦25,000㎡< th=""><th>279,400</th><th>139,700</th></a≦25,000㎡<>	279,400	139,700
25,000㎡ <a< th=""><th>310,200</th><th>155,100</th></a<>	310,200	155,100

(税込単位:円)

## 【住申請(非住宅部分)】延べ床面積区分

区分(面積㎡)	法第53条関係 技術的審査手数料	法第55条関係(変更) 変更に係る技術的審査手数料
0㎡ <a≦300㎡< th=""><th>239,800</th><th>119,900</th></a≦300㎡<>	239,800	119,900
300㎡ <a≦2,000㎡< th=""><th>369,600</th><th>184,800</th></a≦2,000㎡<>	369,600	184,800
2,000㎡ <a≦5,000㎡< th=""><th>482,900</th><th>242,000</th></a≦5,000㎡<>	482,900	242,000
5,000㎡ <a≦10,000㎡< th=""><th>561,000</th><th>281,600</th></a≦10,000㎡<>	561,000	281,600
10,000㎡ <a≦25,000㎡< th=""><th>650,100</th><th>325,600</th></a≦25,000㎡<>	650,100	325,600
25,000㎡ <a< th=""><th>724,900</th><th>363,000</th></a<>	724,900	363,000

#### 住宅性能証明書(贈与税非課税措置)の証明業務に係る手数料【戸建住宅】

■住宅性能証明書

省エネ(断熱性能等級)	断熱等性能等級4が確認できる証明書等あり※2		断熱等性能等級4が確認	再檢查※11	
有二个(断烈性肥守歉)	単独 ※5	他検査同時※6	単独 ※5	他検査同時※6	丹伊直次川
住宅の新築又は新築若しくは 既存住宅の取得 ※7	25,300	16,500	44,000	35,200	13,200
住宅の増改築等	_	_	44,000	35,200	13,200

省エネ(一次エネ等級)	一次エネ等級4以上が確認できる証明書等あり※2		一次エネ等級4以上が確	再檢査※11	
<b>省エイ(一次エイ寺教)</b>	単独 ※5	他検査同時※6	単独 ※5	他検査同時※6	一件便直次口
住宅の新築又は新築若しくは 既存住宅の取得 ※7	29,700	18,700	55,000	44,000	13,200
住宅の増改築等	_	_	55,000	44,000	13,200

耐震性 免震建築物	耐震等級2以上又は免震建築物が確認できる証明書等あり※3		耐震等級2以上又は免震建築物	再検査※11	
们及往"尤及建杂物	単独 ※5	他検査同時※6	単独 ※5	他検査同時※6	一件技工公司
住宅の新築又は新築若しくは 既存住宅の取得 ※8	29,700	18,700	52,800 許容応力度計算の場合 は 上記に11,000円加算	41,800 許容応力度計算の場合 は 上記に11,000円加算	13,200
住宅の増改築等	_	_	52,800	41,800	13,200

高齢者等配慮対策	高齢者等配慮対策等級3以上が確認できる証明書等あり※4		高齢者等配慮対策等級3以上	再檢查※11	
向即有守庇愿对求	単独 ※5	他検査同時※6	単独 ※5	他検査同時※6	一种快速水口
住宅の新築又は新築若しくは 既存住宅の取得 ※9	18,700	13,200	35,200	29,700	13,200
住宅の増改築等	_	_	35,200	29,700	13,200

(税込単位:円)

■増改築等工事証明書(8号工事)

25 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	省エネルギー性※13		耐震性-免震建築物		高齢者等配慮対策等級		= <u>\</u>	
種別	単独 ※5	他検査同時※6	単独 ※5	他検査同時※6	単独 ※5	他検査同時※6	再検査※11	
住宅の増改築等(5号)	40,700	29,700	55,000	40,700	40,700	29,700	13,200	
							(税込単位:円)	

■増改築等工事証明書(1~7号工事)

■「「「「「」」」」「「」」「「」」「「」」「「」」「「」」「」「」」「」「						
種別	単独 ※5	他検査同時※6	検査なし※9	再検査※11		
住宅の増改築等(1~3号)	40,700	29,700	22,000	13,200		
住宅の増改築等(4号)	55,000	40,700	31,900	13,200		

(税込単位:円)

■証明書再発行

1通あたり	1,100

- ※1 手数料には増改築等工事証明書(1~7号)検査なしを除き、住宅証明書及び増改築等工事証明書交付に必要な現場検査(以下「本検査」といいます)を 含んでいます。
- ※2 断熱性能等級4、一次エネ等級4以上が確認できる証明書等とは、弊社が交付した又は交付する設計住宅性能評価書、その他の断熱性能等級4、一次エネ等級4以上が確認できるものを指します。
- ※3 耐震等級2以上又は免震建築物が確認できる証明書等とは、弊社が交付した又は交付する設計住宅性能評価書(既存住宅の場合は建設住宅性能評価書)、その他の耐震等級2以上又は免震建築物が確認できるものを指します。
- ※4 高齢者等配慮対策等級3以上が確認できる証明書等とは、弊社が交付した又は交付する設計住宅性能評価書、その他の高齢者等配慮対策等級3以上が確認できるものを指します。
- ※5 単独とは、本検査の現場検査を単独で実施する場合を指します。
- ※6 他検査同時とは弊社が行う確認検査、適合証明、建設評価又は瑕疵保険の現場検査と本検査を同時に実施する場合を指します。
- ※7 新築の場合の省エネルギー性に関する現場検査は、下地張り直前の工事の完了時及び竣工時です。
- ※8 新築の場合の耐震性に関する現場検査は、基礎配筋完了時、躯体工事完了時及び竣工時です。ただし建築基準法の検査済証を提出した場合は竣工時の検査は 行わない。
- ※9 新築の場合の高齢者等配慮対策に関する現場検査は、竣工時です。
- ※10 検査なしとは、申請時に所定の書類がそろった申請で現場検査を実施しない場合を指します。
- ※11 再検査は、1回分の手数料になります。
- ※12 変更申請が必要な場合は、申請手数料の1/2とします。
- ※13 一次エネ等級4、5の場合、新築の手数料を適用します。

#### 住宅性能証明書(贈与税非課税措置)の証明業務に係る手数料【共同住宅】

■住字性能証明書

省エネ(断熱性能等級)	断熱等性能等級4が確認できる証明書等あり※2		断熱等性能等級4が確認	再検査※11	
有二个(阿烈吐肥守歉)	単独 ※5	他検査同時※6	単独 ※5	他検査同時※6	丹伊直次川
住宅の新築又は新築若しくは 既存住宅の取得 ※7	25,300	15,400	40,700	29,700	13,200
住宅の増改築等	_	_	40,700	29,700	13,200

省エネ(一次エネ等級) 一次エネ等級4以上が確認		Rできる証明書等あり※2 一次エネ等級4以上が確認できる証明書等なし※2			再検査※11	
<b>省エイ(一次エイ寺教)</b>	単独 ※5	他検査同時※6	単独 ※5	他検査同時※6	丹快直次日	
住宅の新築又は新築若しくは 既存住宅の取得 ※7	35,200	20,900	56,100	41,800	13,200	
住宅の増改築等	_	_	56,100	41,800	13,200	

耐震性 免震建築物	耐震等級2以上又は免震建築	物が確認できる証明書等あり※3	耐震等級2以上又は免震建築物	物が確認できる証明書等なし※3	再檢査※11	
侧质江 尤质建采物	単独 ※5	他検査同時※6	単独 ※5	他検査同時※6	<b>丹快直</b> 次 II	
住宅の新築又は新築若しくは 既存住宅の取得 ※8		別途見積り				
住宅の増改築等			別途見積り			

高齢者等配慮対策	高齢者等配慮対策等級3以上が確認できる証明書等あり※		高齢者等配慮対策等級3以上	再檢査※11	
同即有守比應对求	単独 ※5	他検査同時※6	単独 ※5	他検査同時※6	<b>一件便直</b> 次 II
住宅の新築又は新築若しくは 既存住宅の取得 ※9	25,300	15,400	40,700	29,700	13,200
住宅の増改築等	_	_	40,700	29,700	13,200

(一戸当り 税込単位:円)

■増改築等工事証明書(8号工事)

三相以朱寸二字叫为百(0 7	<b></b>						
201	省エネル:	レギー性※13 耐震性・免震建築物		高齢者等配慮対策等級		<b>=₩</b> ★₩44	
種別	単独 ※5	他検査同時※6	単独 ※5	他検査同時※6	単独 ※5	他検査同時※6	再検査※11
住宅の増改築等(5号)	40,700	29,700	55,000	40,700	40,700	29,700	13,200

(一戸当り 税込単位:円)

■增改聚等工事証明書(1~7号工事)						
種別	単独 ※5	他検査同時※6	検査なし※9	再検査※11		
住宅の増改築等(1~3号)	40,700	29,700	22,000	13,200		
住宅の増改築等(4号)	別途見積り					

(一戸当り 税込単位:円)

#### ■証明書再発行

1通あたり 1.100

(税別単位:円)

- ※1 手数料には増改築等工事証明書(1~7号)検査なしを除き、住宅証明書及び増改築等工事証明書交付に必要な現場検査(以下「本検査」といいます)を 含んでいます。
- ※2 断熱性能等級4、一次エネ等級4以上が確認できる証明書等とは、弊社が交付した又は交付する設計住宅性能評価書、その他の断熱性能等級4、一次エネ 等級4以上が確認できるものを指します。
- ※3 耐震等級2以上又は免震建築物が確認できる証明書等とは、弊社が交付した又は交付する設計住宅性能評価書(既存住宅の場合は建設住宅性能評価書)、 その他の耐震等級2以上又は免震建築物が確認できるものを指します。
- ※4 高齢者等配慮対策等級3以上が確認できる証明書等とは、弊社が交付した又は交付する設計住宅性能評価書、その他の高齢者等配慮対策等級3以上が確認 できるものを指します
- ※5 単独とは、本検査の現場検査を単独で実施する場合を指します。
- ※6 他検査同時とは弊社が行う確認検査、適合証明、建設評価又は瑕疵保険の現場検査と本検査を同時に実施する場合を指します。
- ※7 新築の場合の省エネルギー性に関する現場検査は、下地張り直前の工事の完了時及び竣工時です。
- ※8 新築の場合の耐震性に関する現場検査は、基礎配筋完了時、躯体工事完了時及び竣工時です。ただし建築基準法の検査済証を提出した場合は竣工時の検査は 行わない。
- ※9 新築の場合の高齢者等配慮対策に関する現場検査は、竣工時です。
- ※10 検査なしとは、申請時に所定の書類がそろった申請で現場検査を実施しない場合を指します。
- ※11 再検査は、1回分の手数料になります。
- ※12 変更申請が必要な場合は、申請手数料の1/2とします
- ※13 一次エネ等級4、5の場合、新築の手数料を適用します。

## 現金取得者向け新築対象住宅証明業務(すまい給付金)に係る手数料【戸建住宅】

		一般料金	評価書等有り
省エネ ルギー 性	断熱性能等級4	26,400	7,700
性	一次エネルギー消費量等級4以上	33,000	7,700
	耐久性・可変性	24,200	7,700
	耐震性	30,800 許容応力度計算の場合は、上記に11,000円加算	7,700
	パリアフリー性	24,200	7,700

(税込単位:円)

- ※ 店舗併用住宅も含む。ただし住宅部分の床面積が非住宅部分の床面積より大きい場合に限る。
- ※ 共同住宅等については、証明書の基準、延べ床面積等を勘案して別途見積りとさせていただきます。
- ※ 証明書を追加発行する場合は1枚につき2,200円となります。
- ※ 変更申請が必要な場合は、申請手数料の1/2とします。

## 建築物省エネルギー性能表示(BELS)評価 住宅に係る評価料金

正七1〜 水や  一両4千			一般料金	:	評価書等有り※1
戸建住宅		33,000			7,700
	住戸のみ	基本料金(a)	88,000	- (a)+(b)×戸数	左記料金の1/2
	性片のみ	戸数単価(b)	3,300		
共同住宅等※3		基本料金(a)	88,000		
	建物全体	全戸数単価(b)	3,300	(a)+(b)×戸数+(c)	左記料金の1/2
		共用部(c)	88,000		

- ※1 評価書等ありとは、弊社が交付した又は交付する設計住宅性能評価書、その他の断熱性能等級4、一次エネ等級4以上 が確認できるものを指します。
- ※2 変更申請手数料は、弊社で当初の評価を行ったものは当初の申請で適用された料金の1/2とする。弊社以外で当初の評価を行ったものは、新規料金を適用する。
- ※3 共同住宅等にて、1住戸のみの申請の場合、戸建住宅の額とする。
- ※4 業務規程第11条第1項のシール又はプレートを発行する料金は上記に含まれません。

# 建築物省エネ法関係(35条・41条) 住宅に係る技術的審査の手数料

		一般料金		評価書等有り※1	
戸建住宅		33,000			7,700
	住戸のみ	基本料金(a)	88,000	(a)+(b)×戸数	左記手数料の1/2
共同住宅等	性とのか	戸数単価(b)	3,300		
	建物全体	基本料金(a)	88,000	_ (a)+(b)×戸数+(c) _	左記手数料の1/2
		全戸数単価(b)	3,300		
		共用部(c)	88,000		

<sup>※1</sup> 評価書等ありとは、弊社が交付した又は交付する設計住宅性能評価書、その他の断熱性能等級4、一次エネ等級4以 上が確認できるものを指します。

<sup>※2</sup> 変更申請手数料は、弊社で当初の評価を行ったものは当初の申請で適用された手数料の1/2とする。弊社以外で当初 の評価を行ったものは、新規手数料を適用する。

<sup>※3</sup> 共同住宅等にて、1住戸のみの申請の場合、戸建住宅の額とする。

# 化学物質濃度測定(測定バッジ)

測定箇所 (同時期に測定できるもの)	ホルムアルデヒド	ホルムアルデヒド・ トルエン・キシレン・ エチルベンゼン・スチレン
1か所	42,900	52,800
2か所以上	(A-1) × 22,000+42,900	(A-1) × 26,400+52,800

※A: 測定箇所数とする

税込単位(円)

※特急分析の場合は別途料金が必要となります。

## 建物状況調査業務の調査料金

XT 133 8 4 4 9 0 10 3 11 3 11 3 11 3 11 3 11 3 11 3		小規模住宅	大規模住宅
一戸建て住宅		44,000	66,000
共同住宅等	住戸型	44,000	44,000
	住棟型	別途見積	別途見積り

税込単位(円)

- ※1コンクリートの圧縮強度を測定する場合は、5,500円加算する。
- ※2鉄筋探査の測定をする場合は、5.500円加算する。
- ※3設備配管等の調査を実施する場合は、5,500円加算する。
- ※4調査実施日から1年以内に委任者から調査結果の再説明の依頼があった場合は、再説明料金として11,000円とする。
- ※5調査実施後、再調査依頼があった場合は、上記表の料金とする。
- ※6調査実施日から1年以内の調査報告書の再発行を求められた場合は、複写を再発行し、手数料を2,200円とする。
- ※7建物状況調査業務の前に、事前に調査が必要な場合は、11,000円で事前 調査を実施する。
- ※8業務規程第4条第3項の業務時間外に建物状況調査業務を実施する場合は、11,000円加算する。
- ※9特殊な事情があると認めた場合は、別途協議により算定する。

#### 他検査と同時に行う場合の調査料金の減額

①指定住宅瑕疵担保責任保険法人が取扱う既存住宅売買瑕疵保険の検査と同時に行うときは、調査料金を11,000円減額とする。 ②住宅金融支援機構によるフラット35 利用のための、中古住宅の物件検査と同時に行うときは、調査料金を11,000円減額とする。 上記①検査及び②検査と同時に行うときは、調査料金を22,000円減額とする。 構造計算適合性判定手数料

( <del>-</del> )	(=)	(三)	
床面積の合計	構造計算が右記以外の方法によって 行われたもの	構造計算が大臣認定プログラムによっ て行われたもの	
A<1,000㎡	150,000	110,000	
1,000㎡ <a≦2,000㎡< th=""><th>210,000</th><th colspan="2">130,000</th></a≦2,000㎡<>	210,000	130,000	
2,000㎡ <a≦10,000㎡< th=""><th>230,000</th><th>140,000</th></a≦10,000㎡<>	230,000	140,000	
10,000㎡ <a≦50,000㎡< th=""><th>310,000</th><th colspan="2">180,000</th></a≦50,000㎡<>	310,000	180,000	
50,000㎡ <a< th=""><th>580,000</th><th>310,000</th></a<>	580,000	310,000	

(非課税単位:円)

- ※当社と委託契約をしている判定員が、代表者である設計事務所の関与した建築物について、その判定は行えません。
- ※任意の構造計算適合性判定の手数料は上表の金額に消費税が加算されます。

# 木造住宅耐震診断等評価業務

①木造住宅耐震診断評価	9,900	
②木造住宅改修耐震診断評価	38,500	
③木造住宅段階的改修耐震診断評価	38,500	
④木造住宅改修耐震診断変更評価	16,500	
⑤木造住宅段階的改修耐震診断変更評価	16,500	
④評価証の再交付	1,100	

<sup>※2</sup>以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合は、それぞれ別の建築物とみ※当社が建築確認申請を引受けた建築物は、判定を行えません。

#### 耐震評定業務手数料

#### I 基準手数料

通常の評定業務の手数料(以下「基準手数料」という。)は、下表による。この表に記載されていない 工作物、特定天井、特殊な構造の建築物等の手数料は、別途見積による。

延面積 (㎡) 評定の (低強度CON以外) (低強度CON) (注1) (低強度CON以外) (注1) (本額 金額 金	(5)
延面積 (m²) 評定の (低強度CON以外) (低強度CON) (注1) 3次診断, S造, CB造 (精密診断法2に よるもの) (は追加 (注1) (法1) (法1) (法1) (法1) (法4) (法4) (法4) (公主) 金額 264,000 4	
延面積 (㎡)	図の復元
(注1) (注1) 混構造(注2,注3) (注4)   金額 金額 金額 金額   A 診断 165,000 165,000 231,000 264,000 4   改修 165,000 231,000 231,000 264,000 1   総合 264,000 319,000 374,000 418,000 5	金額,木造
金額 金額 金額 金額   A < 500 165,000 165,000 231,000 264,000 4   改修 165,000 231,000 231,000 264,000 1   総合 264,000 319,000 374,000 418,000 5	金額不要)
A 診断 165,000 165,000 231,000 264,000 4   改修 165,000 231,000 231,000 264,000 1   総合 264,000 319,000 374,000 418,000 5	(注5)
A 改修 165,000 231,000 231,000 264,000 1   総合 264,000 319,000 374,000 418,000 5	金額
500 総合 264,000 231,000 231,000 264,000 1   総合 264,000 319,000 374,000 418,000 5	9, 500
総合 264,000 319,000 374,000 418,000 5	6, 500
500 診断 198 000   198 000   275 000   319 000   5	2, 800
500 HP H7 100, 000 100, 000 010, 000 0	9, 400
	9, 800
1,000 総合 319,000 374,000 440,000 506,000 6	3, 800
1,000 診断 231,000 231,000 319,000 374,000 6	9, 300
	3, 100
1,500 総合 374,000 440,000 506,000 594,000 7	3, 700
1,500 診断 253,000 253,000 352,000 407,000 7	5, 900
	5, 300
2,000 総合 407,000 484,000 561,000 649,000 8	1, 400
2,000 診断 275,000 275,000 385,000 440,000 8	2, 500
	7, 500
2,500 総合 440,000 528,000 616,000 704,000 8	8, 000
2,500 診断 297,000 297,000 418,000 473,000 8	9, 100
	9, 700
3,000 総合 473,000 572,000 671,000 759,000 9	4, 600
3,000 診断 330,000 462,000 528,000 9	9, 000
	3, 000
5,000 総合 528,000 638,000 737,000 847,000 10	)5, 600
5,000 診断 396,000 396,000 550,000 638,000 11	8, 800
	9, 600
10,000 総合 638,000 759,000 880,000 1,023,000 12	26, 500
10,000 診断 440,000 440,000 616,000 704,000 13	32, 000
	4, 000
20,000 総合 704,000 847,000 990,000 1,122,000 14	10, 800
20,000 診断 583,000 583,000 814,000 935,000 17	4, 900
	8, 300
50,000 総合 935,000 1,122,000 1,298,000 1,496,000 18	37, 000

- (注1)「低強度CON」とは、推定強度13.5N/mm2未満の階が、含まれているものをいう。
- (注2)「RC造3次診断」とは、一部の階を3次診断で評価している場合を含む。なお、この場合は「低強度CON」が含まれているものも、手数料は同額とする。
- (注3)「混構造」には、一部分が混構造となっているものを含む。
- (注4)「木造在来工法(精密診断法2によるもの)」とは、保有水平耐力計算によるものとする。
- (注5)「構造図の復元」の評定は、耐震診断の評定に含めて実施する。(図面復元を独立した評定とするのではなく、手数料のみを追加する。なお、木造は、構造図復元のための手数料の追加は不要とする。)

(税込単位:円)

#### Ⅱ 特殊な場合の手数料

- 1 評定委員会における審議が2回で結審しない場合は、1回ごとに当初の「基準手数料」の1/2を追加する。
- 2 設計変更等による再評定の場合は、基準手数料の半額とする。ただし、変更が大規模で、変更後の建築物等が新規物件同様のものとみなされる場合は、基準評定手数料と同額とする。
- 3 評定書等の再発行手数料は、11,000円とする。

# 長期使用構造等確認申請手数料

		新築	増築·改築	
	0㎡ <a≦100㎡< th=""><th>40,700</th><th></th></a≦100㎡<>	40,700		
三 <b>油</b> 件 中	100㎡ <a≦200㎡< td=""><td>47,300</td><td>47,000</td></a≦200㎡<>	47,300	47,000	
戸建住宅	200㎡ <a≦500㎡< td=""><td>52,800</td><td colspan="2">47,000</td></a≦500㎡<>	52,800	47,000	
	500 m² < A	60,500		
	0㎡ <a≦500㎡< td=""><td colspan="2">46,200 + M × 3,300</td></a≦500㎡<>	46,200 + M × 3,300		
	500㎡ <a≦1,000㎡< td=""><td colspan="2"><math>70,400 + M \times 3,300</math></td></a≦1,000㎡<>	$70,400 + M \times 3,300$		
	1,000㎡ <a≦2,000㎡< td=""><td colspan="2">1,000 m² &lt; A ≤ 2,000 m² 103,400 + M × 3,300</td></a≦2,000㎡<>	1,000 m² < A ≤ 2,000 m² 103,400 + M × 3,300		
	2,000㎡ <a≦5,000㎡< td=""><td colspan="2">253,000 + M × 3,300</td></a≦5,000㎡<>	253,000 + M × 3,300		
	5,000㎡ <a≦8,000㎡< td=""><td colspan="2">297,000 + M × 3,300</td></a≦8,000㎡<>	297,000 + M × 3,300		
共同住宅等	8,000㎡ <a≦10,000㎡< td=""><td colspan="2">330,000 + M × 3,300</td></a≦10,000㎡<>	330,000 + M × 3,300		
	10,000㎡ <a≦20,000㎡< td=""><td colspan="2">396,000+M×3,300</td></a≦20,000㎡<>	396,000+M×3,300		
	20,000㎡ <a≦30,000㎡< td=""><td colspan="2">473,000 + M × 3,300</td></a≦30,000㎡<>	473,000 + M × 3,300		
	30,000㎡ <a≦40,000㎡< td=""><td colspan="2">572,000 + M × 3,300</td></a≦40,000㎡<>	572,000 + M × 3,300		
	40,000㎡ <a≦50,000㎡< td=""><td colspan="2">682,000 + M × 3,300</td></a≦50,000㎡<>	682,000 + M × 3,300		
	50,000 m² < A	770,	000+M×3,300	

M: 対象戸数とする

- ※1 戸建て住宅で許容応力度計算を採用した場合は、各面積区分の料金に11,000円を加算した額とする。
- ※2 増築・改築の共同住宅等は別途見積もりとなります。
- ※3 建築行為を伴わない既存住宅に係るものは別途見積りとなります。